

○無線設備規則第四十九条の六の三第二項第二号ハ等の規定に基づく符号分割多元接続方式携帯無線通信等の無線設備の技術的条件新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改正案

現行

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五MHzを超え九五八MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合には基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五MHzを超え九五八MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合には基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合には陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

無線局の種別	周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	八八五MHz以下(八一五MHzを超え八五〇MHz以下を除く。)及び九五八MHzを超えるもの	1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二・五マイクロワット
陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	八八五MHz以下(八一五MHzを超え八五〇MHz以下を除く。)及び九五八MHzを超えるもの	1 離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯 (1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二・五マイクロワット

<p>合 する場 を 搬送波 が 一の うもの</p>	<p>八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下、八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下及び九一五 MHz を超え九二五 MHz 以下</p>	<p>二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数帯</p> <p>1 離調周波数が九〇〇 kHz 以上一、九八〇 kHz 未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九</p>
-----------------------------	---	--

<p>八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下、八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下及び九一五 MHz を超え九二五 MHz 以下</p>	<p>二以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九八〇 kHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が二五ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が二五ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅の平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値</p>	<p>1 離調周波数が九〇〇 kHz 以上一、九八〇 kHz 未満の周波数帯</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値</p> <p>2 離調周波数が一、九</p>
---	--	---

	<p>八八五 MHz を超え九五八 MHz 以下(八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下及び九一五 MHz を超え九二五 MHz 以下を除く。)</p>		<p>八〇 kHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値</p>
<p>1 離調周波数が一・九八〇 kHz 未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の三〇 kHz の</p>	<p>八〇 kHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値</p>		

	<p>八八五 MHz を超え九五八 MHz 以下(八八七 MHz を超え八八九 MHz 以下、八九三 MHz を超え九〇一 MHz 以下及び九一五 MHz を超え九二五 MHz 以下を除く。)</p>		<p>八 MHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が</p>
<p>1 離調周波数が一・九八 MHz 未満の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の三〇 kHz の帯域幅の平均電力が</p>	<p>八 MHz 以上の周波数帯</p> <p>(1) 空中線電力が一ワット以下の送信装置</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値</p> <p>(2) 空中線電力が一ワットを超える送信装置</p> <p>任意の一〇〇 kHz の帯域幅の平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値</p>		

時 分 割・符号 分割多 重方式 携帯無	
/	
1 離調周波数が、八八 五kHzを超え、一、八八 五kHz以下の周波数帯 任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅の平均電力が	2 帯域幅の平均電力が 二・五マイクロワッ ト以下の値又は空中 線電力より六〇デシ ベル以上低い値 2 離調周波数が一、九 八〇kHz以上の周波数 帯 (1) 空中線電力が一 ワット以下の送信装 置 任意の一〇〇kHz の帯域幅の平均電力 が二五マイクロワッ ト以下の値 (2) 空中線電力が一 ワットを超える送信 装置 任意の一〇〇kHz の帯域幅の平均電力 が二・五マイクロ ワット以下の値又は 空中線電力より六〇 デシベル以上低い値

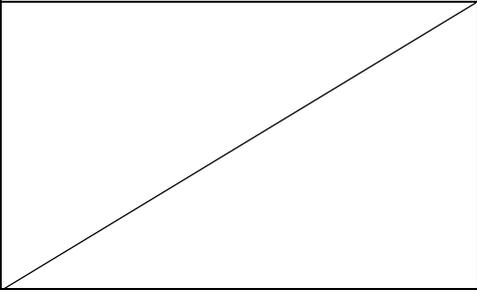
陸上移動局（携帯無 線通信の中継を行 うものうち、陸上 移動局対向器に係 るものに限る。）	
(略)	
(略)	2 二・五マイクロワッ ト以下の値又は空中 線電力より六〇デシ ベル以上低い値 離調周波数が一・九 八MHz以上の周波数帯 (1) 空中線電力が一 ワット以下の送信装 置 任意の一〇〇kHz の帯域幅の平均電力 が二五マイクロワッ ト以下の値 (2) 空中線電力が一 ワットを超える送信 装置 任意の一〇〇kHz の帯域幅の平均電力 が二・五マイクロ ワット以下の値又は 空中線電力より六〇 デシベル以上低い値

線通信	を行う	もの	又は	は時分	割・符号	分割多	重方式	携帯無	線通信	を行う	もので	あつて	符号分	割多元	接続方	式携帯	無線通	信を行	うもの	と共用	するも	のが隣	接しな	い二又	は三の	搬送波	を同時	に送信	する場	合
<p>六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2 離調周波数が、一、八八五kHzを超える周波数帯</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅の平均電力が</p> <p>(一)一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>																														

陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものうち、基地局対向器に係るものに限る。）	(略)	(略)
---	-----	-----

<p>時分 割・符号 分割多 重方式 携帯無 線通信 を行う もの又 は時分 割・符号 分割多 重方式 携帯無 線通信 を行う もので あつて 符号分 割多元 接続方 式携帯 無線通 信を行 うもの と共用 するも のが隣 接する 二の搬 送波を 同時に</p>		<p>1 離調周波数が、一、 八七五kHzを超え、二、 八七五kHz以下の周波 数帯 任意の二五kHzの帯 域幅の平均電力が(一) 一三デシベル(二ミリ ワットを○デシベルと する。)以下の値</p> <p>2 離調周波数が、二、 八七五kHzを超え、九、 三七五MHz以下の周波 数帯 任意の一、〇〇〇kHz の帯域幅の平均電力が (一)一三デシベル(二 ミリワットを○デシベ ルとする。)以下の値</p> <p>3 離調周波数が、九、 三七五MHzを超える周 波数帯</p> <p>(1) 九kHz以上一五〇 kHz未満 任意の一kHzの帯 域幅の平均電力が (一)一三デシベル (二)一三デシベル を○ デシベルとする。)以 下の値</p> <p>(2) 一五〇kHz以上三 〇MHz未満</p>
---	--	--

時 分	送信する 場合
/	
1	<p>任意の10 kHzの帯域幅の平均電力が(一)一三デシベル(二)一三デシベル(三)一三デシベル(四)一三デシベルとする。(五)以下の値</p> <p>(3) 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 任意の一〇〇〇kHzの帯域幅の平均電力が(一)一三デシベル(二)一三デシベル(三)一三デシベルとする。(四)以下の値</p> <p>(4) 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅の平均電力が(一)一三デシベル(二)一三デシベル(三)一三デシベルとする。(四)以下の値</p> <p>離調周波数が、二、</p>

割・符号 分割多 重方式 携帯無 線通信 を行う もの又 は時分 割・符号 分割多 重方式 携帯無 線通信 を行う もので あつて 符号分 割多元 接続方 式携帯 無線通 信を行 うもの と共用 するも のが隣	
	
<p> 五〇〇kHzを超え、二、 七〇〇kHz以下の周波 数帯 任意の三〇kHzの帯 域幅の平均電力が(一) 一四デシベル(一ミリ ワットを〇デシベルと する。)以下の値 2 離調周波数が、二、 七〇〇kHzを超え三・五 MHz以下の周波数帯 任意の三〇kHzの帯 域幅における平均電力 が次の式により求めら れる値以下の値 $- [14 + 15 \times (\Delta f - 2.7)]$ デシベル(1ミリ ワットを0デシベルと する。) Δf は、隣接する三 の搬送波の中央となる 搬送波の周波数から不 要発射の強度の測定帯 域の最寄りの端までの 差の周波数(単位MHz z)とする。 </p>	

<p>接する搬送波を同時に送信する場合</p>	
-------------------------	--

3 | 離調周波数が、三・五MHzを超え七・五MHz以下の周波数帯

任意の1'000kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値

— $[13 + 1 \times (\Delta f - 3.5)]$ デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)

Δf は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。

4 | 離調周波数が、七・五MHzを超え八・五MHz以下の周波数帯

任意の1'000kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値

— $[17 + 10 \times (\Delta f - 7.5)]$ デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)

Δf は、隣接する三

の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要放射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。

5| 離調周波数が、八・五MHzを超え二二・五MHz以下の周波数帯

任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅の平均電力が(一)二七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

6| 離調周波数が、二・五MHzを超える周波数帯

(1) 九kHz以上一五〇kHz未満

任意の一kHzの帯域幅の平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

(2) 一五〇kHz以上三〇MHz未満

任意の一〇kHzの帯域幅の平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇

		<p>デシベルとする。(以下 の値</p> <p>(3) 三〇MHz以上、〇〇MHz未満 任意の一〇〇kHz の帯域幅の平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。(以下の値</p> <p>(4) 一、〇〇〇MHz以上五GHz未満 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅の平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。(以下の値</p>
<p>陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものうち、陸上移動局対向器に係るものに限る。)</p>	(略)	(略)
<p>陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものうち、基地局対向器に係るものに限る。)</p>	(略)	(略)

注1 離調周波数は、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行うものの場合又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うものが一の搬送波を送信

する場合にあつては搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うもの又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うものと共用するものが隣接しない二又は三の搬送波を同時に送信する場合にあつては当該二又は三の搬送波の最も低い周波数又は最も高い周波数のものの周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うもの又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うものであつて符号分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行うものと共用するものが隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うもの又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うものと共用するものが隣接する三の搬送波を同時に送信する場合にあつては隣接する三の搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

注2

時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うもの又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うものであつて符号分割多元接続方式携帯無線通信を行うものとは隣接しない二又は三の搬送波を同時に送信する場合における最も低い周波数の搬送波と最も高い周波数の搬送波の間の周波数帯にあつては、当該最も低い周波数の搬送波と最も高い周波数の搬送波の周波数の差が四・九二MHz以上離れた場合に限り適用する。

2 (略)

3 データ伝送速度は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

毎秒四・八キロビット以上であり、かつ、システム能力として、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては、毎秒四・九一五二メガビット

2 (略)

3 データ伝送速度は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置

毎秒四・八キロビット以上であり、かつ、システム能力として、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては毎秒三・〇七二メガビット以

ト以下(二又は三の搬送波を同時に送信する陸上移動局と通信を行う基地局から当該陸上移動局へ送信を行う場合にあつては、一の搬送波においての速度)、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては毎秒一・八四三二メガビット以下(二又は三の搬送波を同時に送信する陸上移動局にあつては、一の搬送波においての速度)であること。

4 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

- (1) (2) (略)
- (3) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

ア (略)

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

(ア) (イ、ウ及びエ)以外の場合

拡散符号速度	離調周波数	不要発射の強度の許容値
度 毎秒一・二二八八メガチップ	一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い

下、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては毎秒一・八四三二メガビット以下であること。

4 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、八一五MHzを超え八九五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

- (1) (2) (略)
- (3) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置

ア (略)

イ 陸上移動局の送信装置(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

拡散符号速度	離調周波数	不要発射の強度の許容値
度 毎秒一・二二八八メガチップ	一、二五〇kHzを超え一、九八〇kHz以下	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い

毎秒三・六 八六四メガ チップ	の 四MHzを超えるもの	一、九八〇kHzを 超え二、二五〇 kHz以下	値又は任意の一、二三〇kHz の帯域幅における平均電力 が(一)五四デシベル(一ミリ ワットを〇デシベルとす る。)以下の値
		二、二五〇kHzを 超え四MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域 幅における平均電力が次の 式により求められる値以下 の値 — $[13+1 \times (\Delta f - 2.25)]$ デシベル(1ミリワツ トを0デシベルとする。) Δf は、搬送波の周波数から 測定帯域の最寄りの端まで の差の周波数(単位MHz) とする。
(略)	(略)	(略)	(略)

毎秒三・六 八六四メガ チップ	の 四MHzを超えるもの	一、九八〇kHzを 超え二、二五〇 kHz以下	値又は任意の一、二三MHzの 帯域幅における平均電力が (一)五四デシベル(一ミリ ワットを〇デシベルとす る。)以下の値
		二、二五〇kHzを 超え四MHz以下	任意の一MHzの帯域幅におけ る平均電力が次の式により 求められる値以下の値 — $[13+1 \times (\Delta f - 2.25)]$ デシベル(1ミリワツ トを0デシベルとする。) Δf は、搬送波の周波数から 測定帯域の最寄りの端まで の差の周波数(単位MHz) とする。
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>三・五 MHz を超え 七・五 MHz 以下</p>	<p>任意の「1000」の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[13+1 \times (\Delta f - 3.5)] \Delta$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>七・五 MHz を超え 八・五 MHz 以下 (八・〇八 MHz を除く。)</p>	<p>任意の「1000」の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[17+10 \times (\Delta f - 7.5)] \Delta$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>(略)</p> <p>八・五 MHz を超え 一二・五 MHz 以下</p>	<p>(略)</p> <p>任意の「1000」の帯域幅における平均電力が (一) 二七デシベル (一ミリワットを 0 デシベルとする。) 以下の値</p>

<p>三・五 MHz を超え 七・五 MHz 以下</p>	<p>任意の「1」の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[13+1 \times (\Delta f - 3.5)] \Delta$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>七・五 MHz を超え 八・五 MHz 以下 (八・〇八 MHz を除く。)</p>	<p>任意の「1」の帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> <p>— $[17+10 \times (\Delta f - 7.5)] \Delta$ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。)</p> <p>Δf は、搬送波の周波数から測定帯域の最寄りの端までの差の周波数 (単位 MHz) とする。</p>
<p>(略)</p> <p>八・五 MHz を超え 一二・五 MHz 以下</p>	<p>(略)</p> <p>任意の「1」の帯域幅における平均電力が (一) 二七デシベル (一ミリワットを 0 デシベルとする。) 以下の値</p>

一二・五 MHz を超えるもの

(略)
一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の周波数帯においては、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数三百七十六波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)七一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

注 離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

(イ) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うものであって拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの又は時分割方式携帯無線通信を行うものと共用する拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものが隣接しない二又は三の搬送波を同時に送信する場合

拡散符号速度	離調周波数	不要発射の強度の許容値
--------	-------	-------------

一二・五 MHz を超えるもの

(略)
一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の周波数帯においては、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下の二〇〇 kHz 間隔の周波数三百七十六波において一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一)七一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値。ただし、当該三百七十六波の周波数のうち任意の五波については、一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

<p>毎秒一・二二三 八八メガ チップ</p>	<p>一、二五〇kHzを 超え二、二五〇 kHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅 における平均電力が六デシベ ル（一ミリワットを〇デシベ ルとする。）以下の値</p>
<p>二、二五〇kHzを超 え、隣接しない二 又は三の搬送波の うち最も低い周波 数の搬送波と最も 高い周波数の搬送 波の周波数の差（ 単位MHz）と三・五 の積の周波数以下</p>	<p>隣接しない二又は 三の搬送波のうち 最も低い周波数の 搬送波と最も高い 周波数の搬送波の 周波数の差（単位 MHz）と三・五の積 の周波数を超える もの</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅 における平均電力が（一）一 三デシベル（一ミリワットを 〇デシベルとする。）以下の 値。ただし、一、八八四・五MHz 以上一、九一九・六MHz以下に あつては、任意の三〇〇kHzの 帯域幅の平均電力が（二）四 一デシベル（一ミリワットを 〇デシベルとする。）以下の 値。</p>
		<p>1 九kHz以上一五〇kHz未 満 任意の一kHzの帯域幅の 平均電力が（一）三六デシ ベル（一ミリワットを〇デ シベルとする。）以下の値</p> <p>2 一五〇kHz以上三〇MHz 未満 任意の一〇kHzの帯域幅 の平均電力が（一）三六デ シベル（一ミリワットを〇 デシベルとする。）以下の 値</p> <p>3 三〇MHz以上一、〇〇〇 MHz未満</p>

		<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八四・五MHz以上一、九一・六MHz以下を除く。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅の平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>5 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下</p> <p>任意の三〇〇kHzの帯域幅の平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
--	--	--

注1 離調周波数は、隣接しない二又は三の搬送波の最も低い周波数又は最も高い周波数のものの周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

注2 隣接しない二又は三の搬送波のうち最も低い周波数の搬送波と最も高い周波数の搬送波の間の周波数帯にあつては、当該最も低い周波数の搬送波と最も高い周波数の搬送波の周波数の差が五MHz以上離れた場合に限り適用する。

(ウ) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うものであつて拡散符号

速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うものであつて符号分割多元接続方式携帯無線通信を行うものと共用する拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものが隣接する二の搬送波を送信する場合

拡散符号速度	離調周波数	不要発射の強度の許容値
毎秒一・二二八八メガチップ	一、八七五kHzを超え二、八七五kHz以下	任意の二五kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値
	二、八七五kHzを超え九・三七五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値
	九・三七五MHzを超えるもの	1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値
		2 一五〇kHz以上三〇MHz未満 任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の値
		3 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz

		<p>MHz未満 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が</p> <p>(一) 三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下不值)</p> <p>4 一、〇〇〇MHz以上一 二・七五kHz未満(二、八 八四・五MHz以上一、九一 九・六MHz以下を除く。)</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が</p> <p>(一) 三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下不值)</p> <p>5 一、八八四・五MHz以上 一、九一九・六MHz以下</p> <p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が</p> <p>(一) 四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(以下不值)</p>

注 離調周波数は、隣接する二の搬送波の周波数の中間の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

(エ)

時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うものであつて拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行うものであつて符号分割多元接続方式携帯無線通信を行うものと共用する拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものが隣接する三の搬送波を同時に送

<p>拡散符号速 度</p>	<p>離調周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>毎秒一・二二三 八八メガ チップ</p>	<p>二、五〇〇kHzを超 え二、七〇〇kHz以 下</p>	<p>任意の三〇kHzの帯域幅にお ける平均電力が(一)一四デ シベル(一ミリワットを〇デ シベルとする。)以下の値</p> <p>任意の三〇kHzの帯域幅にお ける平均電力が次の式によ り求められる値以下の値</p> $- [14+15 \times (\Delta f - 2.7)] \text{ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベル とする。)}$ <p>Δfは、隣接する三の搬 送波の中央となる搬送波 の周波数から不要発射の 強度の測定帯域の最寄り の端までの差の周波数(単 位MHz)とする。</p>
	<p>二、七〇〇kHzを超 え三・五MHz以下 (三・〇八MHzを除 く)</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅に おける平均電力が空中線電力 より三三デシベル以上低い値</p>
	<p>三・〇八MHz</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域 幅における平均電力が次の 式により求められる値以下 の値</p> $- [13+1 \times (\Delta f - 3.5)] \text{ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベル とする。)}$ <p>Δfは、隣接する三の搬</p>
	<p>三・五MHzを超え 七・五MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域 幅における平均電力が次の 式により求められる値以下 の値</p> $- [13+1 \times (\Delta f - 3.5)] \text{ デシベル (1 ミリワットを 0 デシベル とする。)}$ <p>Δfは、隣接する三の搬</p>

<p>七・五MHzを超え 八・五MHz以下 (八・〇MHzを除く。)</p>	<p>送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p>
<p>八・〇MHz</p>	<p>任意の一〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値</p> $- [17 + 10 \times (\Delta f - 7.5)] \text{ デシベル (1 ミリワットを } 0 \text{ デシベル とする。)}$ <p>Δfは、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数(単位MHz)とする。</p>
<p>八・五MHzを超え一 二・五MHz以下</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四三デシベル以上低い値</p>
<p>二・五MHzを超え一 二・五MHzを超え るもの</p>	<p>任意の一〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
<p>二・五MHzを超え るもの</p>	<p>1 九kHz以上一五〇kHz未満 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワット</p>

を〇デシベルとする。)以下の値

2| 一五〇kHz以上三〇MHz未満

任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

3| 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満

任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

4| 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満(一、八四・五MHz以上、九一・六MHz以下を除く。)

任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

5| 一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下

任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一デシベル(一ミリワットを〇デシベルと

する。)以下の値

注 離調周波数は、隣接する三の搬送波の中央となる搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

ウ (略)

2
5 (略)

三 (略)

ウ (略)

2
5 (略)

三 (略)